

住居確保給付金のご案内

一定の要件を満たす方に対する 住まいの確保を目的とした給付金です。

就職活動を支えるための **家賃の補助**

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動※を行うことなどを要件として、家賃額を補助します。

※自営業の方は経営の改善に向けた 活動のサポートになる場合があります。

家計の立て直しのための **転居費用の補助**

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。



家賃の補助

対象となる方

お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方です。

- ①仕事を辞めてから/事業を廃止してから2年以内の方
- ②自分の責任や都合ではない理由で 休業などになって、収入が減った方

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

- ○収入と資産が以下①と②に当てはまること。
 - ①収入が、基準額(※1)+家賃額(※2)より少ない
 - ※1 長久手市の場合:単身世帯11.3万円、 2人世帯15.8万円、3人世帯・・・
 - ※2 限度額あり
 - ②資産(預貯金・手持ち金)の合計が、基準額の 6倍(その額が100万円を超える場合は 100万円)以下(※)
 - ※長久手市の場合:単身世帯46.8万円、2人世帯69万円、3人世帯・・・
- ○ハローワークなどに申し込んで、求職活動を行 うこと。(自営業の方などは、経営の改善に取 り組むことで可となる場合もあります)

支給額•支給期間

家賃額を支給します(上限があります)。 支給期間は原則3か月です(最長9か月)。

原則として住宅の貸主等の口座に自治体が直接 振込みます。

転居費用の補助

対象となる方

収入が大きく減少し、お住まいを失った方、また は家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善 のために、家賃が安い住宅に転居する必要があ る方です。

対象者の例

- ○配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方
- ○病気で離職し働いて収入が増やせない方
- ※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体 が改善すれば対象になる可能性があります(転居先 の方が通院先に近くて交通費が安くなるなど)。

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

- 〇収入と資産の要件は左記の家賃の補助と 同様。
- ○家計改善の支援において転居によって家計が 改善することが認められること。

支給額·支給対象

転居に要する費用を支給します。ただし上限や 補助対象外(敷金・前家賃等)となる経費もあり ます。



お問い合わせ先

長久手市社会福祉協議会(相談窓口) TEL:0561-62-4700

長久手市福祉課 TEL:0561-56-0640